

宗像市こども計画
シート③＜誰一人取り残さない、きめ細かな支援の充実＞

	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	該当計画					指標名	令和11年度 目標値	令和7年度			令和7年度実施計画	令和7年度実施状況
					子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	子どもの未来応援	子ども・若者			目標値または活動指標	実績値	評価 (A～E)		
1	ひとり親家庭等の自立支援	児童扶養手当等ひとり親家庭経済支援業務	子ども家庭センター	18歳（児童に一定の障害がある場合は20歳まで）の誕生日の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭等に対して、児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図る。		●	●	●	●	受給資格者数 （児童扶養手当） 【活動指標】	－	823人			児童扶養手当の申請受付、審査及び支払を行う。	
2		ひとり親家庭等医療事業	子ども家庭センター	医療費の一部助成により、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。		●	●	●	●	受給資格者数 【活動指標】	－	1,689人			ひとり親家庭医療の受付、審査、認定を行い、医療証の交付と医療費の助成を行う。	
3		ひとり親家庭自立支援業務	子ども家庭センター	ひとり親家庭の父または母の就業に向けた能力開発支援や修学又は疾病等により一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭等への家庭生活支援員派遣、ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付、進達を行う。		●	●	●	●	自立支援者数 【活動指標】	－	13人			①自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の受付、審査、支払いを行う。 ②日常生活支援事業利用対象者の登録、家庭生活支援員の派遣依頼等を行う。 ③母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付・進達事務をお紺会う。	
4		母子生活支援施設等入所事業	子ども家庭センター	生活上のさまざまな問題のためこどもの養育が十分にできない母子を、母子生活支援施設に入所させて生活を支援する。 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ助産を受けられるように支援する。		●	●	●	●	母子生活支援施設入所世帯数（延べ数） 【活動指標】	－	2世帯			①母子生活支援施設への入所申込みの受理、審査及び施設への入所措置を行う。 ②助産施設への入所申込みの受理、審査及び施設への入所措置を行う。	
5	発達支援・発達相談体制の充実	障害児通所支援等	福祉政策課	障がいのあるこどもが、その有する能力及び適性に応じて、発達を保障され、安心して日常生活が送れるように児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅介護、短期入所、日中一時支援、移動支援等の支援を行う。		●	●	●	●	①児童発達支援利用者数 ②放課後等デイサービス利用者数 【活動指標】	－	①365人 ②617人			障害児通所支援の適切なサービス提供体制を確保するとともに、子どもの発達過程や障がい種別・障がい特性に対応したサービス内容と質の充実を図る。 また、日常生活等における支援として、居宅介護や短期入所、日中一時支援等のサービスを提供する。 放課後等デイサービス連携会議等を活用し、研修や事業所間の情報交換等を行うことにより、提供するサービスの質の向上・充実を図る。	
6		療育施設のごみ園運営事業	子ども支援課	発達に支援が必要な未就学児の療育と保護者の育児支援を行う。		●	●	●	●	利用登録件数 【活動指標】	－	200件			発達に支援が必要な未就学児の療育と保護者の育児支援を行う。	
7		発達障害支援事業	子ども支援課	乳幼児から小・中・義務教育学校までのこどもの成長・発達や育児の悩み、友だちとの関係や学習の苦手さなどに関する相談に対応し、保育施設や小・中・義務教育学校、医療機関等関係機関と連携した発達の支援を行う。 市民の発達障がいに関する理解の向上につなげるため、研修会や講演会を開催する。		●	●	●	●	総合相談件数 【活動指標】	－	2,000件			乳幼児から18歳未満の児童の成長・発達や育児の悩み、友だちとの関係や学習の苦手さなどに関する相談に対応し、保育施設や小・中・義務教育学校、医療機関等関係機関と連携した発達の支援を行う。 市民の発達障がいに関する理解の向上につなげるため、研修会や講演会を開催する。	
8		発達障害早期発見事業	子ども支援課	発達に支援が必要なこどもを早期療育や適切な支援につなぐため、5歳児を対象に健康診査を実施する。		●	●	●	●	健診受診率	100%	100%			発達に支援が必要なこどもを早期療育や適切な支援につなぐため、5歳児を対象に健康診査を実施する。	
9		就学時健康診断事業	教育総務課	就学予定者に対して、学校医及び学校歯科医による健康診断を行い、必要に応じて入学前の治療を促すとともに、希望する保護者に対して個別の相談を行うことで、就学に関する不安の解消を図る。		●	●	●	●	就学時健康診断受診率	100%	100%			発達支援係、子ども家庭センターと連携して、市内小学校・義務教育学校に入学する予定者に対し健康診断を実施し、入学前児童の健康状態を把握する。健康診断後は、各校ごとに情報提供を行い、円滑な就学に繋げる。	
10	困難な状況にあるこどもの支援	生活困窮者自立支援事業	生活支援課	自立相談支援事業として生活困窮者を対象に広く相談を受け、それぞれに応じた自立支援プランを立て、家計改善支援事業等の法定事業や他法他施策へのつなぎ等により課題解決し、自立した生活を送れるよう支援する。	●	●	●	●	●	相談支援対象者のうち、就職した者の割合 【活動指標】	－	15%			生活困窮者からの相談を受け、その人に応じた自立支援プランを立て、就労支援を中心とした自立相談支援と、家計改善支援事業等の法定事業や他法他施策へのつなぎ等により課題解決し、自立した生活を送れるよう支援していく。窓口周知、関係機関との連携により、困窮者の早期発見・早期支援に努める。	
11		教育相談事業	教育支援室	小・中・義務教育学校にスクールカウンセラーなどの心の専門家を派遣し、児童生徒の抱える心の問題を改善・解決し、もって不登校やいじめなどの生徒指導上の諸問題の解決につなげる。教育委員会に教育相談員を配置し、保護者・地域から寄せられる相談などに対応し、諸問題の迅速な解決につなげる。		●	●		●	スクールカウンセラー相談件数 【活動指標】	－	3,366件			小・中・義務教育学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒へのカウンセリングを行う。また、教職員及び保護者に対して、児童生徒の心のケアを中心とした指導助言を行う。教育委員会に教育相談員を設置し、地域や保護者からの学校に関する相談・要望等に対応する。	

宗像市こども計画
シート③＜誰一人取り残さない、きめ細かな支援の充実＞

	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	該当計画					指標名	令和11年度 目標値	令和7年度			令和7年度実施計画	令和7年度実施状況
					子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	子どもの未来応援	子ども・若者			目標値または活動指標	実績値	評価 (A～E)		
12		ヤングケアラー支援	子ども家庭センター	ヤングケアラーコーディネーターを子ども家庭センターに配置して関係機関の連携を推進し、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげるための取組を行う。	●	●	●	●	●	ヤングケアラーコーディネーター相談対応延件数【活動指標】	—	300件			ヤングケアラーコーディネーターが、関係機関と連携し、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげるための取組を行う。	
13		日本語教育支援	教育支援室	日本語指導が必要な児童生徒（外国人や帰国子女等）を対象とした日本語教育の充実及び学校や地域の受入れ体制の整備に向けて、国際理解教育の推進を図る。		●	●		●	対象となる児童生徒のうち学校が楽しいと思う子の割合	100%	100%			日本語指導が必要な児童生徒を対象とした日本語教育の体制づくりを推進する。	
14	不登校、ひきこもり等に対する取組の推進	教育支援センター運営	子ども支援課	エールにおいて、不登校児童生徒の学校復帰を目指した支援を行う。ホープにおいて、ひきこもり傾向にある児童生徒の心身の回復や社会的自立を目指す取組、保護者への相談支援を行う。特にひきこもり傾向の児童生徒及びその保護者を対象に家庭訪問を行い、通所につなげる。必要に応じてホープへの送迎支援を行う。					●	エール利用者の学校復帰率	38.0%	35.6%			エールで、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。ホープでは、不登校児童生徒の居場所として子どもの心身の回復を図り、社会的自立につなげる。家庭訪問事業の拠点をエールからホープに移管し、特にひきこもり傾向が強くエールやホープへの通所も困難な児童生徒とその保護者に対する支援の充実を図る。	
15		子ども家庭相談事業（スクールソーシャルワーカー）	子ども家庭センター	小学校、中学校及び義務教育学校等と連携し、児童生徒が抱えているいじめ、不登校、非行及び家庭環境の問題に対応する。	●	●	●	●	●	スクールソーシャルワーカー相談対応延件数【活動指標】	—	500件			スクールソーシャルワーカーが、小学校、中学校及び義務教育学校と連携し、児童エイトが抱えているいじめ、不登校、非行及び家庭環境の問題に対応する。	
16	児童虐待防止対策の充実	子ども家庭相談事業（子ども家庭相談員）	子ども家庭センター	家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談支援業務を行う。	●	●	●	●	●	子ども家庭相談員相談対応件数【活動指標】	—	12,000件			子ども家庭相談員が、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談支援業務を行う。	
17		要保護児童対策地域協議会運営業務	子ども家庭センター	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等で構成された要保護児童対策地域協議会を運営し、情報の交換や支援内容の協議を行う。	●	●	●	●	●	会議開催回数	40回	40回			要保護児童対策地域協議会の会議を適時開催し、関係機関や関係部署とのネットワークを構築する。	